

下関短期大学 障がいのある学生支援に関する規程

(目的)

第1条

下関短期大学（以下「本学」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の基本理念に基づき、本学に在籍する障がいのある学生・科目等履修生および本学に入学を志願する者（以下「障がいのある学生等」という）が、障がいのない者と等しく修学できる機会が得られるよう、必要かつ合理的な配慮の提供に努めるためにこの規程を定める。

(参考) 障害者差別解消法（抜粋）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(方針)

第2条

本学のすべての教職員（教員及び事務職員をいい、非常勤教職員を含む。以下「教職員」という。）は、教育理念「温雅而尚礼節」に基づき、障がいのある学生等の多様な個性を尊重し、障がいのある学生等への支援の推進に資することを目的に、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいの有無を問わず、すべての学生等が平等に教育・研究や学生生活に参加できるよう努める。

(支援対象者)

第3条

支援の対象となる障がいのある学生等とは、障害者差別解消法第2条第1号に該当する障害者のうち、原則として、本人からの支援の要請があり、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のあるものとする。

(参考) 障害者差別解消法（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条

教職員は、障がいのある学生等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。本規程における「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある学生等に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供にあたって場所・時間帯などを制限すること、障がい者ではない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある学生等の権益を侵害することをいう。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに客観的・総合的に判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合は、障がいのある学生等にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(合理的配慮の提供)

第5条

教職員は、障がいのある学生等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、当該社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の合理的配慮の提供に努めなければならない。本規程における「合理的配慮」とは、障がいのある学生等の権利権益を侵害することとならないよう、当該障がいのある学生等の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施のために行う必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

2 前項の「合理的配慮」に含まれない「均衡を失した又は過重な負担」に相当するか否かについては、以下の要素等を考慮し、個別の事案ごとに客観的・総合的に判断するものとし、教職員は、均衡を失した又は過重な負担にあたりと判断した場合は、障がいのある学生等にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更を伴うもの
- (2) 物理的・技術的制約、財政面・管理面での過度の負担を伴うもの
- (3) 個人的な装置・サービスの提供、教育とは直接に関係しない生活支援など

教職員は、本条で定める合理的配慮の検討・提案にあたり、本学における教育・研究活動の特徴と、障がいのある学生等が現に置かれている状況に基づき、当該学生との建設的対話にもとづく合意形成に努めなければならない。また、合理的配慮の提供にあたっては、障がいの状態や環境の変化等に応じて、適時見直しを行うよう努めなければならない。

(参考) 障害者差別解消法(抜粋)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(支援体制)

第6条

本学は、個別事案における、障がいのある学生等への合理的配慮の決定に必要な調整等を行うための「障がい学生支援ワーキンググループ」を設置するとともに、障がいのある学生等が所属する学科、授業担当教員、事務組織その他の関係者の連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(相談窓口)

第7条

本学は、障がいのある学生等・保護者・その他の関係者からの相談に対応するための相談窓口を以下の通り定める。

- (1) 入学試験について：広報・学生募集委員会、入試委員会
- (2) オープンキャンパスについて：広報・学生募集委員会
- (3) 学科の教育について：各学科、学生部
- (4) 学内での生活支援：各学科、事務部
- (5) 進路指導：進路支援課
- (6) 図書館：図書館長又は図書館職員

相談窓口に寄せられた相談内容は、障がいのある学生等のプライバシーに十分配慮の上、当該学生の同意のもと、必要な情報を関係部局間で共有するものとする。

(教職員への周知・教育啓発)

第8条

本学は、教職員に対し、本規程の周知徹底を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために必要な教育・啓発活動を行うものとする。

附 則 この規程は、令和2年2月1日より施行する。